

議事要旨(2) IASBディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」の概要及びコメントの方向性の骨子(案)の概要について説明がなされた。続いて、丸岡専門研究員より、説明資料[審議事項(2)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(基準開発の必要性)

- ある委員より、料金規制事業の会計処理については、基準開発の必要性も含めて今後審議すべきという意見がなされた。

これに対して事務局より、IFRS に準拠して作成される財務諸表には、IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」が公表されるまで、料金規制事業から生じる資産又は負債は認識されていなかったこともあり、基準開発の必要はないという見解も示されており、こうした点も含め、今後検討していきたい、という回答がなされた。

(「定義された料金規制」の特性)

- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - 定義された料金規制の定義について、顧客側の選択肢が少ないという要件は緩和できるのではないか。規制繰延残高の認識においては、顧客に選択肢があるか否かに係わらず、顧客への請求額と収益必要額の差額に関する回収可能性が高いことが重要ではないか。
 - 同様に、料金規制企業に要求される品質及び供給量の維持という特性は、料金規制事業によって生じる権利又は義務が資産や負債の定義及び認識規準を満たすかにおいて必要といえないのではないか。
 - 料金規制の枠組みにおいて硬直的な料金設定となっており、企業に料金の値上げ等に関する裁量権がないため、結果として、赤字になってしまうような状況に限定して検討してはどうか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 今回提示したコメントの骨子(案)では、提案された「定義された料金規制」の特性が十分な強度を有しているかの判断に留めており、当該特性を修正すべきか等については、今後、検討を行いたい。
- 現時点において、事務局としては、選択肢の少なさは回収可能性を担保する要因で

あるものの、財又はサービスが顧客にとって不可欠又はそれに近い場合、独占である必要はないと考えている。

- ▶ 料金規制事業において提供される財又はサービスの品質及び供給量に関する要件は、顧客への請求額と収益必要額の差額の回収を直接保証するものではない。しかし、規制機関から要求される品質や供給量に関する義務を履行することによって、規制企業が当該差額を将来の料金収入で調整する旨を含め、他の権利又は義務が発生している。
- ▶ 料金規制は、顧客への請求額が収益必要額より少なくなった場合（赤字）だけでなく、過大となった場合にも当該差額を調整する仕組みを対象とすることを踏まえると、検討の対象をご提案いただいたような場合だけに限定することは適切でないのではないかと考えている。

以 上